

よりみち 重要事項説明書

1.法人の概要

- (1) 名称 合同会社 L & C
- (2) 代表者氏名 代表 島田 貴之
- (3) 所在地 茨城県取手市桑原 6-3

2.目的

介護保険制度によることを基本とし、居宅の介護している家族の精神的・肉体的疲労の軽減と高齢者自身の自立・社会活動・生活向上を図ることを目的とします。

3.事業所の概要

- (1) 事業所の名称 よりみち
- (2) 所在地 茨城県取手市桑原 6-3 (3) 指定番号 0871701140
- (4) 職員の状況 管理者 1 名 (常勤兼務)・生活相談員 3 名 (常勤兼務・非常勤務)
介護職員 5 名 (常勤兼務・非常勤兼務)・機能訓練指導員・看護師 1 名 (常勤兼務)・機能訓練指導員・看護師 1 名 (非常勤兼務)
- (5) 営業日 月曜日～金曜日
・ 祝日営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
サービス提供時間 午前 9 時～午後 4 時
- (6) 休日 土曜日・日曜日・ゴールデンウィーク・年末年始
- (7) サービス実施区域 取手市

4.サービス内容

(1) サービス内容

介護保険内の通所介護サービス

(地域密着通所介護・第 1 号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス))

送迎・健康チェック・入浴介助・食事介助・排泄介助・レクリエーション・
相談援助

料金表 (下記の通り)

介護保険 1 割負担 (但し、一定の所得のある方は 2 割・3 割負担となります)

に加えて、食費 (昼食 700 円)・食費 (おやつ 130 円) レクリエーション費 (50 円)

(創作活動・脳トレ・塗り絵プリント代・車で外出) が自己負担となります。

※ご自身でご用意された場合、参加されない場合は頂きません。

(2) サービス利用料

○地域密着通所介護【要介護の場合の単位数】

(1 単位：10.45 円)

(1 回利用あたり)	7 時間以上 8 時間未満
要介護 1	753 単位
要介護 2	890 単位
要介護 3	1032 単位
要介護 4	1172 単位
要介護 5	1312 単位

通所介護入浴介助加算	40 単位 (1 回当たり)
個別機能訓練加算 (I) イ	56 単位 (1 回当たり)
介護職員処遇改善加算Ⅲ	合計単位 × 8%
科学的介護推進体制加算	40 単位 (1 ヶ月当たり)
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位 (1 回当たり)

○第 1 号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス)

【第 1 号通所事業の場合の単位数】

(1 単位：10.45 円)

(1 ヶ月当たり)	基本単位数
要支援 1	1798 単位
要支援 2	3621 単位

介護職員処遇改善加算Ⅲ	合計単位 × 8%
科学的介護推進体制加算	40 単位 (1 ヶ月あたり)
サービス提供体制強化加算Ⅱ 1	72 単位 (1 ヶ月あたり) ※要支援 1
サービス提供体制強化加算Ⅱ 2	144 単位 (1 ヶ月あたり) ※要支援 2

*地域区分：茨城県取手市は地域区分上「5 級地」となります。

このため通所介護事業所については、1 単位=10.45 円となります。

<その他、通常利用に伴う自己負担分>

食費 (昼食) 700 円 (1 日利用当たり)・食費 (おやつ) 130 円 (1 日利用当たり)

レクリエーション費 (50 円)

(創作活動・脳トレ・塗り絵プリント代・車で外出) が自己負担となります。

※ご自身でご用意された場合、参加されない場合は頂きません。

前々日の利用キャンセルについては、食費 (昼食 700 円)、食費 (おやつ 130 円) のキャンセル料を頂きます。

(3) 利用料金（自己負担）は、利用月分をまとめて翌月 10 日迄に請求します。

利用者は、翌月 25 日迄にお支払い下さい。

お支払い方法：銀行口座引き落とし（翌月 27 日払い） 又は 現金支払い

(4) 送迎時間はあらかじめ利用者・家族との相談の上、決定致しますが、当日の交通状況や気象状況等によって一定でない場合がございます。

30 分以上の誤差が予測される場合には、事前にご連絡致します。

5.緊急事態等における対応

利用者が、サービス利用中に体調に異常を生じ緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医・家族・担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）等へ連絡し対応します。

6.損害賠償

サービスを利用中に事故が発生した場合には、利用者及び家族へ事実関係を説明し、お互いに納得の上で事業所が契約する保険により損害賠償を致します。

但し、利用者の故意・過失による事故に関しては、利用者の心身の状況を勘案した上で損害賠償責任が免除となる場合もございます。

7.サービス利用についての留意事項

利用者は出来るだけ事業所の日課やルールを守り、お互いに協力して楽しく利用出来る様に心掛けてください。利用中は、事業所職員の指示に従ってください。

また、身体清潔保持及び入浴時の着替え等もご家族のご協力・ご理解をお願い致します。

お酒を飲んでのご利用はできません。

8.苦情受付について

苦情や相談は専用窓口を設けております。何かございましたら下記までご連絡ください。

お手紙・電話でお受け致します。

なお、下記職員以外でも、お気づきの点がございましたらお気軽にお申し出ください。

苦情受付け窓口（担当者） 生活相談員 辻本 健

よりみちデイサービス 0297-84-6408

その他、下記にても苦情受付をしております。

サービス実施区域市町村

取手市役所 高齢福祉課 0297-74-2141

茨城県国民健康保険団体連合 介護保険課（苦情関係）029-301-1565

9.守秘義務について

サービスを提供する上で知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく第三者へ漏洩しません。この守秘義務は、サービス利用が終了した後も継続致します。

但し、医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に心身等の情報を提供できるものとしします。また、利用者に係る他の居宅介護事業所等と連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意（個人情報提供同意書）を文章により得た上で利用者、家族等の個人情報をを用いる事が出来る事としします。

通所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

よりみち

説明者

印

私は、本書面に基ついて事業所からの重要事項説明を受け、通所介護サービスの開始に同意しました。

令和 年 月 日利用者名

印

住所

署名代行者氏名

印